

## 地域ネットワークだより Vol.89

平成28年2月18日発行

### ● 省エネ施策の最近の動向について

国は平成27年1月、2020年度までに、新築住宅・建築物への省エネ基準適合義務化等を盛り込んだ「住宅・建築物の省エネルギー対策に関する工程表」を示しました。

この工程表では、大規模なビル等で先行して省エネ基準を義務化し、中小建築物については段階的に義務化を検討していく予定となっています。（→別紙1）

平成27年7月には、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が公布され、平成29年4月より大規模な非住宅建築物（2,000㎡以上）は、省エネ基準への適合が義務化される予定です。（→別紙2）

そして、平成28年1月には、当該法律に基づく省令・告示が公布されました。平成25年省エネ基準からの住宅に関する主な変更点は次の3点です。住宅事業者にとって、より利用しやすいものになっています。（→別紙3 ※国土交通省「建築物省エネ法の概要」資料の抜粋）

- 1) 仕様基準の開口部比率の制限撤廃【H28.4.1 施行】
- 2) 住宅の暖冷房一次エネルギー消費量基準の合理化（小規模住戸の基準見直し）【H28.4.1 施行】
- 3) 地域の気候及び風土に応じた住まいの基準  
（伝統的木造住宅の一次エネルギー消費量基準の緩和）【H29.4 施行（予定）】

省エネ施策について情報提供をご希望される方は、下記照会先までお気軽にご連絡ください。

#### 地域連携通信

#### ～地方公共団体さまとの意見交換～

機構では、地域の住まい・まちづくりの課題解決を支援させていただくため、地方公共団体さまを訪問し、意見交換を行っています。地域の住まい・まちづくりの政策に関して、機構との意見交換にご興味ございましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

- 12月の訪問先と主なテーマ
- 土浦市 中心市街地活性化
  - 市川市 耐震化推進
  - 都留市 CCRC構想

■照会先  
住宅金融支援機構 CS推進部  
住宅技術情報室 技術情報グループ  
担当 菊地・合屋  
TEL：03-5800-8162  
FAX：03-5800-8258

添付資料等については省略しています。ご希望の場合は照会先までご連絡ください。